

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年 5 月 21 日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、1時半になりましたので、市民協働条例調査特別委員会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

委員の方で三平委員、きょうは欠席ということでご連絡を受けております。

それでは、始めていきたいと思えます。

お手元の事項書に従いまして進めていきたいと思っております。

まず、お手元に配られています資料のほうですけれども、まず、資料①が前回4月24日に行われました委員会で出されました主な意見ということで、裏表になっておりますけれども、出させていただきます。それから、前回のところで議論になりました市民活動団体の定義についてということで、それについての資料が②ということでつけさせていただきます。それから資料③、これも前回のときに出てまいりました例ということで、阿瀬知川の浄化啓発業務委託、業務委託の形みたいなことで、例としてどんななんやということで言っていたものを資料③で出させていただきます。

それでは、まず、きょうの進め方ですけれども、まず市民活動団体の定義、ここについてやりまして、それから阿瀬知川の説明、これも受けまして、その後、前回ちょっと突っ込みました15条を中心に進めていこうということ、あと、拠点なんかもあるわけですけれども、それも全部一体的な形になってくると思えますので、そう進めたいと思えます。

それで、まず、市民活動団体の定義についてということで、前回、議論の中で、第2条の定義のところ、(4)の市民活動団体の条文で、ここで頭のところに市内で活動するという文言を入れたほうがいいのではないかとご提案がありまして、要らないんじゃないかというご意見もあったんですけど、それで、事務局のほうにお願いをして、定義のところを、今、お手元に配っています資料②の分ですけれども、調べてみました。

市内ということを入れている条例というのは、ごらんのように、いわゆるほとんどないというような形で、その例のほうもこの裏にコピーさせていただきますけれども、こういうことをございましたので、正副でちょっと相談しまして、この定義の(4)市民活動団体の条文についてはこのままでいいのではないかとということで、このままいかせていただくかということで正副で結論を見ましたので、それでよろしいでしょうかということで一度ご議論をお願いしたいんですけど。

○ 豊田政典委員

入れるべきだと思っ­ていま­して、これは入れて困ることは全くないと思­いますから、全くないというのはい­言­い過ぎです­け­ど、結局、事業を募集したり受託を募集する際の対象基準になると思­う­ん­です­よ。そこにかか­わ­ると思­う­ん­です­け­れ­ど­も、それも関連して議論する必要があると思­い­ま­すが、僕は、市内で活動するとい­う­ふうに入れたほうがいいと思­っ­ていま­す。ただ、市内で完結しているとい­う­意味じゃなくて、ほかでやっ­て­い­て­もい­い­ん­です­け­ど、そのあたりの議論をした上で明確化したほうがいいと思­い­ま­す。

○ 杉浦 貴委員長

ああ、なるほどね。ありがとうございます。

いろいろな意味も含めて入れるべきではないかという意見が出されましたが。

○ 笹岡秀太郎委員

事務局に確認です­け­ど、この調査していただいた年代が21年の4月と21年の7月、それから木更津の22年の4月、21年4月と7月の条例策定時と、22年が一番新しくて市内においてとい­う­文言が入っ­て­お­る­ん­や­け­れ­ど­も、ひょっとしたら、何か踏まえての木更津市が制定したのかなという気もする­ん­だ­け­ど、そこまでは深く調査はしてないとい­う­こと­でよろしいか。

(発言する者あり)

○ 芳野正英委員

先ほど豊田委員のお話なんです­け­ど、逆に言うと、これは初めにある定義なので、この定義は広くとっ­て­お­い­て、おっ­し­ゃ­る­よ­う­に、例えばこれから財政的支援等をするとか、その補助要綱の部分とまた違­う­ん­だ­な­と­思­う­ん­です­ね。例えば、この条例の及ぼす定義なので、例えばここで言う市民活動の場合も、隣接する鈴鹿を本拠に置いているNPOとか団体が四日市で活動するとい­う­こと­も、これまた起こり得る可能性がありま­す­よ­ね。そうする場合にそこにかか­っ­て­こ­な­い­可­能­性­が­出­て­く­る­の­で、逆に言うと、この一番初めにある定義とい­う­の­は­な­る­べ­く­広­く­網­を­か­け­て­お­く­とい­う­部­分­で­は­入­れ­な­い­ほ­う­が­い­い­の­か

など。その個別のいろんな制度の部分の支援とか、そういう部分は、じゃ、例えばやっぱり四日市市民の方が中心に入っておる団体のほうに支援したほうがいいだろうとか、そういう考え方は別の議論としてあると思うんですけど、市民活動全体としては広く輪をかけておくほうが、逆に言うと、この条例は義務も市民団体に課している部分もある、責務です。課しておる部分もあるので、ここは広く解しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○ 豊田政典委員

その支援の部分で絞り込むのが必要だと思うんですけど、前の議論で、そこに行く前の市民活動団体の責務であるとか、市民活動団体を支援するに当たってはとかいうのが3条、5条で出てくるときに、そういうふう限定されていないと、全く四日市市に関係ない市民もかかるという読み方もできなくはなくて、だから、明確化することで困ることはないと思うんですよ。支援制度の中で、例えば本拠地は必ずしも四日市市でなくてもよいとか、絞るといふか、ちゃんと明確化すれば問題ないし、定義なので広くじゃなくて、定義なのでわかりやすくしたほうがいいんじゃないかという意見です。

○ 芳野正英委員

地縁団体の場合だと、四日市市内本拠というのがあると思うんですけど、例えば、こういう県庁所在地でない場合で津で三重県内全域を活動するのが、やっぱりどうしても津に本拠を置く場合がありますよね。そうすると、今、ここには市内に本拠を置くという文言を入れたらどうかという議論なので、そうすると、津に本拠を置いて三重県内で活動する団体も当然四日市でかかってきますよね。そうすると、そのNPOに対して、これは条例としては及ぼさなくなりますよね。だから、第2条の一番初めの市民活動という部分は広く捉えておいたほうがいいんじゃないかなという感じがするんですね。

かといえ、私が判断するわけじゃないですけど、例えば豊田委員や川村委員というのは、なるべくそういう市民活動も、こちらからの目が行き届くほうにしたいということをおっしゃるのであれば、逆に言うと、ここの初めの定義というのは広く捉えておいたほうが、そういう活動団体も視野に入ってくるんじゃないかなと思うんですけど。

○ 豊田政典委員

僕が前回提案したのは、市内に本拠地を置くというふうに言ったんじゃないくて、四日市市内で活動するというふうにしたらどうだと言っているんですよ。今もそうなんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。市内で活動するという……。

○ 豊田政典委員

だから、津にあっても四日市で何らかの活動をしている団体というふうにしたほうがよりわかりやすいんじゃないか、誤解がないんじゃないかという意味です。

○ 杉浦 貴委員長

正副で話をした中では、市民活動団体ということで、(3)の市民活動というところで、市民が公益の利益を目的として行う活動と。それで、その市民活動の中の(1)の市民等というのは、本市の区域内に居住する者のほかというような区切りがあって、読み方としては、一連の上からという読み方もできるかなということ、その定義として、どちらかという、今言っている広くとったようなイメージというか、上から読んでくれば、四日市の中で活動するというようなことが推測されるのではないかというようなところも含めてというようなことで、ちょっといわゆる提案としてはいいのではないかという、根拠としてはそういうことで言わせていただきます。

○ 豊田政典委員

基本、その定義はわかりやすく誤解のないようにということをつくっていただいているんですけど、今のでいえば、四日市市内に住んでいる人が四日市市内で活動せずに専ら津で活動した場合も含まれますよね、流れで読んでいくと。

○ 杉浦 貴委員長

まあ、そうできないこともないですね。うんうん。

○ 豊田政典委員

だから、そんなことは網かけようというつもりじゃないんですけど、よりわかりやすく、

もしも支援対象が市内で活動している団体だというのが合意できれば、ちゃんと書いておいたほうがいいんじゃないのという話です。

○ 杉浦 貴委員長

いや、提案ですから。

○ 樋口博己委員

僕は、どちらかという豊田さんの意見に賛成なんですけれども、四日市市が市民の協働を促進する条例ですので、別に市内じゃないといけないという限定ではないんですけれども、市民、四日市市全体に向けてアピールすることなので、四日市市ということがついていたほうがわかりやすいのかなと。四日市市民がほかの市で活動することもいいんですけど、やはり四日市市民等が四日市で活動いただくことを四日市としては推進するべきなのかなというふうに思いますので、ついでにすることで弊害があるのは、豊田さんが言われるとおり、余りないのかなと思いますので、そのほうが四日市として推進しているんだという意思がメッセージで伝わるのかなという気はします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがですかね。本当、両論出てきましたが。

○ 芳野正英委員

私は、この資料①の前の意見、僕もちょっと忘れたんですけど、市内に本拠を置くとなると、さっきも言ったような網がかからないと思うんですけど、例えばこの木更津のように市内においてとか、市内において市民活動を行うという場合であれば、先ほど言ったように、県全体を活動区域として津に本拠を置いているNPOも含まれてくる、市内において定款で三重県内で活動するとなっていれば、市内において市民活動する団体に該当してくるので、それは市内においてという文言であればいいのかなというの思いますけど。ほかにも市民等や事業者の部分は、本市の区域という部分で限定をしているので、それプラス市民活動もそこまで市内においてと区切る必要があるのかどうかという思いもちょっとありますが、市内においてという表現であればいいかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

いわゆる市内で活動するというのではなくて、木更津の市内においてという、それなら、もし入れるのであればということでしょうかね。

○ 加納康樹委員

私は、正副でこのままでよかろうというところで折り合えればと思っております。何でかというところ、ここまできると、あら探しというのか、いろんなパターンのつつき合いになってしまうんですけども、確かに市内においてと限りたいという思いもなくはないんですが、じゃ、例えば、四日市市のために市外において四日市市のシティープロモーションを請け負うNPO団体がいるとしたらとなると外れるというふうなことになってくるので、そこまできると、この包括的に含まれている正副で取りまとめた現状でいいのではないのかというところで折り合うのがよろしいのではないのかなという思いもしております。それか、もしくは限定をつけるなら、条例に合うのかどうか分からないんですが、四日市市のためにとか、そういうふうなことが入るのか、それがふさわしいのか分からないんですけども、そんなようなところになってくるんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。いろんなパターンが、いろんなこう……。

○ 川村高司委員

確認というか、改めて教えていただければと思うんですけど、団体等の届け出制度で、ここに届け出た団体が例えば補助の対象になる最低条件。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 川村高司委員

だから、届けているから、だからといって全て補助がもらえるものではない。

○ 杉浦 貴委員長

ではない。

○ 川村高司委員

あくまでも、間口として届け出ていますよという範疇のものであって、お金の支出どうのこうのはまた別の話ですよという、ちょっと確認。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。もし違っておったら言ってほしいですけど、届け出は、人数の件はありますけれども、要は届け出をしていただく。そこから先、財政的なもの、あるいは業務委託みたいなものに手を挙げて、そこで資金のやりとりをやろうと思うと、その資格として団体の審査も入ってきますけれども、そのところは業務委託の要領やら、そういうところできちっと線引きができるので、そこで再度線引きが入って、いわゆる財政的な報告やら何やらというところも絡んできて、問題なくできるというふうに考えています。

○ 川村高司委員

どうしても貧乏性なので、四日市のために使ってもらわな嫌だみたいな感情があって、確かに四日市に籍を、要は住所を構えてみえない方でも四日市のためにいろいろやっただけいてる方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういう方はほかにも、三重県下にとどまらず広くやっただけいてると思うんです。その事業自体の運営に関する費用の中での案分率じゃないですけども、そういうことまでは精査にはなかなか難しい実態がある中で、あくまでも四日市の税金をどういうふうに四日市のために還元していくか、どう使っていくかというところを丁寧に見ていかないと、結局、要はわけわかりませんわでは説明責任も果たせなくなるのかなというのをちょっと今考えているということで、答えはないんですけど、一応意見です。

○ 杉浦 貴委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

真っ二つみたいな感じになっていきますけれども、一つ皆さんに、入れてあっても悪影響

はないという豊田さんの部分で、先ほど市内においてというようなのがちらっと芳野委員のほうから出ていますが、これは、そういう方向で考えるということでまとめさせていただくことができるのか、あるいは、我々が考えたような、このままで要は縦にずっと読んでいくと何となく理解できるのではないかという、いろいろ考えると、そこから漏れる部分もむろん出てくるとは思うんですけど、そこら辺のところを勘案して、どちらかに決をとらせていただくみたいな形でもよろしいでしょうかね。もう少し議論をさせていただいて決めていったほうがよろしいでしょうか。やっぱり定義のところですので、余りうやむやとした形では……。

○ 山口智也委員

ちょっと芳野委員に確認なんですけれども、芳野委員おっしゃった市内においてという文言はどこに入るかというところで、市内において市民活動を行うことを主たる目的とする、そこですね。

○ 芳野正英委員

はい。

○ 山口智也委員

だったら、僕もいいと思います。豊田委員もおっしゃった、市内で活動するとなると、先ほど加納委員がおっしゃったようなケースの場合、少し難しいのかなという気がしますし、市民活動を行うことの前に、芳野委員がおっしゃったような市内においてとか、市内のという形容詞をつけるほうがしっくりいくのかなという気がします。

○ 杉浦 貴委員長

実態として、前へつけることでどんな、阻害してしまう部分、前につけることによって阻害される部分と、つけないことで阻害される部分みたいなものの何か比較みたいな話になっていってしまうのではないか。こういう例があるよ、ああいう例はあるよというような形になると、本当にどういうやり方、考え方をすればいいのかということになってしまうんですけども、今、山口委員のお話ですと、市内においてというのを頭につけるのであればいいのではないかというようなご意見ということでよろしいんですね。そうです

ね。

○ 森 智広委員

基本的に皆さんが思っていることは一緒だと思っていて、実際につけちゃうと、さっき加納委員がおっしゃったようなことが漏れてしまうんだったら、暗黙で皆さん共通理解ということでつけなくてもいいと思いますし、仮につけなかったとしても、財政出動が伴うようなハードルではないので、そんなに問題ではないのかなとは思いますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

加納委員の言われたケースを想定していなかったんですね。考えていますが、確かにそのとおりだと思っていて、マッチポンプみたいになってしまいますけど、原案どおりにしておいて、ただ、いろんなケースについてちょうど議論が出たので、それをきちっと記録しておいてもらって、財政支援のところでそのことを改めてどこまでカバーするのかというのを決めていってほしいなど。このところは原案どおりでもいいかなと思いはじめて……。

○ 杉浦 貴委員長

我々の提案どおりでもよろしいでしょうかね。

○ 川村高司委員

一個確認ですけど、届け出と財政出動の対象とは違う。だから、もう一つハードルなりを設けて、団体を層別するという、いわば支援対象となる団体、でも、その前に分母は普通に届け出という。その分母を広く間口をとというのは、あくまでも市民協働を促進するために間口を広げましょうかという意味合いでの間口を広げましょうなんですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そうだと思います。

○ 川村高司委員

その次の間口も改めて設ける。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 川村高司委員

ここの間口を、底辺を広げるということにどれだけの価値というか意味というか、前も議論させていただきましたけど、本当にみずから発意で公共のためというか、みんなのためと思ってやっていただいているボランティアの方が届け出に来ていただきましたとなったら、何か認定証みたいなのを渡して、そういうイメージなんですかね。だから、この下のハードルをつくる意味というところの本意というのが、本当にボランティアをやっていただいている人たちが求めているものなのか、こちらが認めてあげたよというか、上から目線ではないんですけれども、何かそういうものをつくることによって啓蒙できるという発意での下のハードルを今つくろうという解釈でいいですか。

○ 杉浦 貴委員長

この委員会、ずっとやってきた中で、当初、登録制でもってやろうよという議論があって、登録制ではいかがなものかということで、じゃ、届け出制にしよう。届け出制でハードルがぐっと下がるやないかと。そこへいろんな方がいろんな動機というか思いでもって届け出していただくという。その上で新たな財政的なハードルを設けて、そこでもう一度ハードルを設けてやろうと、そういうことだったというふうに理解しています。

○ 川村高司委員

納得しました。

○ 杉浦 貴委員長

いや、それで、多分そんな形でしておると思いますので。

そうしましたら、今……。

○ 中森慎二委員

初めて参加させていただくので、ちょっととんちんかんなことを言うかわからんですが、今、川村さんがおっしゃったところの部分で、一番最初のころはちょっとこの辺のところにかかわっていたものですから思ったんですが、団体の届け出制度は、それで今進めてきた議論でいいと思うんですが、そのことによってハードルが下がったということではなくて、この条例の定義である第2条の部分で言われている市民活動団体というものは、何もハードルが下がるものではないのではないかと。ここで定められた定義の方々を登録するという理解でいいのではないかなと私は思うんですよね。その方々に対して財政的支援というものが15条で担保されている。だけど、それはまた別のハードル、財政支援をするかどうかというのはまた別のハードルがあるという議論はわかるんですけども、ここの2条の定義でいう市民と事業者と市民活動、あるいは市民活動団体が何なのかということをずっと2条で言われているものの方々を届け出させていただくんだと、そういう理解でいいわけですよね。だから、これで届け出したからハードルが下がるという話では私はないんじゃないのかなと。

○ 森 智広委員

これは多分手続的ハードルのことだと思います。登録だと審査が要るけれども、届け出だと届け出で終わってしまう。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

手続的な部分が主な部分で、登録ですと、登録して審査をしてイエス、ノーみたいな形に進んでいくわけですけども、届け出の場合は、そのとき議論になった、例えば私はサッカーチームでやっていますけれども、ふだんはサッカーを自分たちでやっているだけなんですけれども、届け出で例えばサッカーチームをして、子供たちにいろんな技術を教えたり、それから支援をしたりということがチームの中で起こってきたときに、例えば市が出してくる提案型のものに応募していくとか、あるいは市のほうで切り出してもらったいわゆる青少年の育成のところあたりに応募していくとか、そういったものの動機にもなり

ますし、そういう手続的に届け出をしていくことによって、本来それは考えていなかったけれども、そういう形で新たに協働的な市民活動をやっていくと、そういうこともできるような形で届け出制をとられるというようなことで、その届け出をしておけば、いろんな提案もできますし、市の切り出してくる委託のところへもできるしと、そういうようなイメージで考えているというふうに思っています。

○ 中森慎二委員

それはわかるんですが、2条の(4)の市民活動団体の定義のくだりのところですね。市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいうという、だから、これに対象する団体に届け出をしてもらうと、そういう理解ですよ。定義ではっきり主たる目的とする団体というふうに言っているわけなので。

○ 杉浦 貴委員長

市民活動のその中身ですよ。市民活動というのは、上の市民等が公の利益を目的とし自主的に行う活動ということで、広くできるだけ捉えるようにしようと、そういうことなんです。登録制にしてしまうと、きちっと制度やら組織やら何やらができていないとかなかなかできないというような話になってしまいますので、まだ公の利益を目的ときちっとしているということがわからない団体であっても、届け出をすることによって、新たな目的みたいなものを認識して協働のそういったところへ入っていただけるような、そういうようなイメージというか、活動をどんどん活性化していかないけませんし、そういうことも含めてというふうに私は理解して委員長をやらせてもらっておるんですけど、それについてどうですか。違っておれば……。

○ 中森慎二委員

何か話を戻したようで申しわけない。これはちょっと大事な話かなと思ったので。

○ 杉浦 貴委員長

いえいえ、大事なところですので。

○ 中森慎二委員

私はちょっときょう初めてお邪魔して、何か間口を広げるというのは全然反対でもないし、それはわかるんですが、届け出いただく団体というのも、その定義における市民活動団体の一つの物差しにはまったところが届け出に手を挙げられるんだらうと。それが登録制がどうかというのは、もう一つ上のレベルでそれを再認知するみたいな段階があるのでということではあるんですけども、今回届け出ということにとどめたということであれば、ここで届け出いただく団体としては、やっぱり2条でいう定義に当てはまるところが登録していただくのかなというふうに私はちょっと思ったものですから、済みません。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今の中森委員のご意見について何か。さっき私、言っていましたけど、ちょっと違うよということがあれば、また……。

○ 中森慎二委員

一般論として、それを届出しようという団体からすれば、この条例を読み込んで、自分たちがそれに該当する団体なのかという認識の中で届け出されるんじゃないかと私は思うんですよ。そうすると、そういうこちら側の思いというか、こんなところまで配慮しているんだけどもというところは、もしそうだとすると、読み込めないのかなという気がちょっとしたものですから、逐条解説でそこら辺のところを十分伝えていくかしないと。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。逐条解説でやっていこうと思っていますけれども。

○ 中森慎二委員

済みません、話がちょっと戻ったみたいで申しわけないです。

○ 杉浦 貴委員長

どういふんですかね。何か登録制みたいなものの雰囲気はまだ残っているようなイメージが感じられたんですか、そんなことはないですか。

○ 中森慎二委員

それはありません。

○ 豊田政典委員

12条のところに団体等の届け出制度という条文があって、その2項に規則で定める要件を備えることにより届け出をすることができるとなっていますよね。古いのかな。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

ごめんなさい、13条らしいですけど、違うんかい。4月10日資料によると13条になっていますが、13条2項で届け出に関する規則を定めるということになっていますやんか。ここに今、中森委員が頭に置いておかれるようないろんな要件が書かれてくると思うんですよ。これを見て、団体は該当しているかどうかを判断していくと、そんな流れじゃないかなと思うんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ということで、定義、第2条の(4)の市民活動団体についての条文というのは、もうこのままの形で進めていくと。そして、中身については逐条解説できちっと見ていただけるようなスタイルでやっていきたいというふうに思っております。

じゃ、こういうことでこれはコンクリートされたということでお願いしたいと思います。

それでは、次、きょうの資料③の阿瀬知川の浄化啓発業務委託ということで、これは、前回、芳野委員ですかね。業務委託の実際にどんなになっておるのやということでいただいたやつですので、資料の説明とともによろしくお願いたしたいと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

お手元の資料③でございますが、阿瀬知川の浄化啓発業務委託ということで、これは芳野委員から資料提供ということでしていただいて、これにつきましては、阿瀬知川を美しくする会という団体が、阿瀬知川流域の自治会とか住民の方へ阿瀬知川の浄化活動を啓発

したいというのが発端で、それが行政の考え方と相まって、協働委託みたいな形の業務委託ということで、実際には、ちょっとめくっていただくと、一番後ろに、17ページでございますが、阿瀬知川浄化啓発業務の仕様書という形で、このような業務を行政のほうから団体のほうに委託するというので、これは、年間活動計画というのを受託者側が決めて、それに対して市が了解をして事業を進めてもらうという形で、戻っていただいて、その計画書が3ページから出されておまして、3ページ、4ページ、4ページには具体的なEM菌の液を配るとか、あと、EM団子を阿瀬知川に放流するとか、いろいろな活動をやりたいということで事業計画を立てられて、それを上下水道局に出して承認をされて、その後、この結果を、7ページ以降でございますが、やったことについて報告をして、委託業務の完了という形で、申しわけありませんが、これは23年度の契約書でございますけれども、年間119万700円の委託料で阿瀬知川の浄化、あと啓発活動をボランティア団体さんといいますか、阿瀬知川を美しくする会に委託をしているという形のものの事例を紹介させていただきました。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この業務委託書の実際の形というか、例ですけれども、これについてご質問やら疑問やらございましたら、ちょっとお願いしたいと思います。

○ 川村高司委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、河川の浄化を目的とするということですよ。一義的に浄化というのであれば、現状の水質が科学的にというか、分析データとして、BODやらなんやらとか、パラメーターがいろいろあると思うんですね、環境基準というのが。それに対して、この活動を委託した結果、どこまで改善が図られたかというような、やったことだけじゃなしに、実際の効果というのは求められないんですか、市のほうは。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この仕様の中には、そのBODとかCODとかをはかるいうところまで計画に載っていませんので、そこまでは多分、水道局、行政当局としては求めていないということな

んですが、実際に、かと言って、上下水道局がその効果をどのように検証しているかというのは、ちょっと確認してみないと今の段階ではわかりませんが、この仕様書の段階を見る限りでは、そこまでBOD、CODをはかって、それを報告書にまとめなさいというようなどころまでは委託には至っていないというふうな現状だというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

前回議論になったのは、補助金を委託に変えていくことについての議論があって、委託にすると、金の使い方とか、その辺がチェックされていないのが四日市市の現状なんですけど、じゃ、一回事例を見てみようということでこの阿瀬知川のやつを出されたと思うんです。この事例は余りよくなくて、効果がわからないわけですよ、今の話で。例えば草刈り委託なんかやったら、草が刈られれば、効果が見たらすぐわかるので、幾らで委託すると。どうやって刈ろうか、何日かかろうか、極端に言えば、余り関係ないですよ。結果を出せというやつ。今議論していたのは、財政的支援の15条のところなので、ちょっとその辺の関係性がまだ思い出せていないんですけど、一つ、じゃ、質問しますが、四日市市は、今しゃべっているように、補助金は金の使い方とか収支報告とか領収書とか求めますやんか。委託料はそういうのは求めていないというのは、これは法に基づいてそうになっているのか、四日市市オリジナルルールなのか、どっちなんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

委託料の場合は、仕様書とあって、こちらからこういうことをやってくださいという内容を書いて、その内容がされていれば、それはそれで委託の完了と。極端な話、例えば調査委託であれば、調査表の報告書が出てくれば、それが完了という形の方法をとってまして、補助金はあくまでも主体が団体さんのほうにありますから、団体さんがどんなお金を使ったかというのまで全て領収書でチェックをするという形をとってまして、少し形態が違うので、委託については実際にやったことの確認と。例えば清掃であれば、清掃されておることを確認したりとか、そういうことでやっておりますので、何に幾ら使ったというところまではやっていないというのが現状でございます。

○ 豊田政典委員

現状はわかっているし、それだから、こんな目的が達成されたかどうか検証しないような事例も出てくるということなんですけど、それが法に基づいてそれでよしとされているのかということを知っているわけなんです。補助金は領収書を出せよとかということになっていて、委託料は出さなくてもいいよというのは、四日市市が判断したのか、それとも何らかの法令に基づいてそう使い分けをしているのかということを知っている。

○ 杉浦 貴委員長

山下課長、答えられますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

どの法律にというのが、ちょっと私、今すぐに出せませんものですから、一度確認させていただきたいなというふうに思います。申しわけございません。

○ 杉浦 貴委員長

では、確認をよろしくお願いします。

○ 豊田政典委員

少し思い出してきたんですけど、15条を考えたときに、委託という形のものも想定されるとすれば、委託ということで契約を結びますやんか。これは、特に市民協働の世界で目的というのがあって、それが達成されたかどうかというのがはかりにくい事業もあると思うんですよ。抽象的な話だったり。そういったことも、我々新しく条例をつくって制度をつくるのであれば考えていかなきゃいけないので、検証できるような仕組みを。そんなところからこの話になっていったような気もしてきました。

○ 杉浦 貴委員長

これだと、15条の財政的支援を、意見を、どんな方向でいくかというのを議論していただこうと思っていたんですけども、これがおっしゃるようにお金のやりとり、それからチェックの中身とか、いろんなことが絡んでいますので、財政の話も含めた形で意見を言っていただいているかと思いますが。確かにそういう話で例としてこれが出てきているということですね。そうでしたね。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

一つ、僕、質問させてもらってもよろしいか、行政の方に。

この仕様書の中に、流域の自治会住民の啓発だけを行うということなんですかね、目的は。その方法は問わずにというか、要は啓発活動をしているものに対する業務ということでもいいんですかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

どのような内容でやるかというのは、この資料の4ページ、5ページの中で、5ページで、例えば阿瀬知川の視察が来た場合は、見学者、問い合わせ等には案内、説明を行い、担当部課に連絡、報告を行うとか、常磐地区との連携ということで、阿瀬知川上流部中川原に続き、常磐地区の皆さんへの意識の高揚に取り組み、少しでも多くの方との連携の輪を大きくしていくとか、子供たちの活動とか、そのようなことを一応事業計画でうたって、そのようなことをやるということだというふうに思っているんですけども、そういうことを活動計画に充てて取り組んでいるのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それで、この活動計画書が上下水道でチェックされてオーケーになって動いていくということでもよろしいんですね。

○ 芳野正英委員

この活動計画書と仕様書等をどう見るかの違いかなと思って、私は、先ほど豊田委員が言ってみえたように、草刈りだと明確に見えるというようなお話がありましたけど、逆に言うと、この阿瀬知川も、投入前と今との現場を見れば一目瞭然というか、浄化されてきていることはわかると思います。実際、市も、上下水道局としても、これは水質調査はやっていますよね。だから、市民活動のこういう状況があって水質浄化が図られたという部

分で、この活動自体に水質浄化の成果をここに出せというのはちょっと違うのかなと思うんです。だからこそ、ここは啓発という名前になっているのかなと思うんですけども、こういう形で、要は、本来ならば市が自分たちで水質浄化をせないかなんだところを、委託ということで地域の皆さんに自分たちの住む川をきれいにしてもらおうと思って委託をすると。確かに作業量に対してどれだけの、この作業量と委託料が見合っておるかかどうかというのは、確かにこれははかりにくいものなのかなと思うんですけど、これは草刈りとかも一緒に、結局そこら辺は、これは委託料も年々減ってきている、もう一番初めの多分平成17年ごろに比べると100万ぐらい減ってきているんですけど、作業量と委託料というのは必ずしも明確にできない部分があるのかなと思うんですけども、市民協働というのは、これからの流れとして委託に持っていくというのは一つの、完全に数字では話せない部分もこういう形で出していくというところなのかなと思うので、僕はこの阿瀬知川の、皆さんも評価をしにくい中で、これだけ毎日投入回数やリットルを精緻に書いていただいているという形は、一つの委託という形で評価できるのではないかなというふうに思うんですけども。

○ 豊田政典委員

この団体のこの活動について否定的なことを言っているんじゃないかと、これは個人的にも評価している活動なんですけど、そうじゃなくて、3ページの計画書を読むと、団体が行動で示すことによって美化意識の高揚を目指すというのが目的だと書いてあるのにもかかわらず、報告書を読んでも、それだけの意識高揚がされたかどうかというのは書いていないわけですよ。だから、この事業どうのこうのじゃなくて、我々がこれから新条例でやっていく場合に、委託事業をやっていく場合に、こんなんじゃだめだねと、いろんな事業目的が設定されて、それがきちんと達成されたかどうかというのが検証されるようなシステムをつくらないと無責任だなということを感じましたと言っているんです。これは活動としてはいいというか、浄化されているのはわかるし、いいですよ。

○ 笹岡秀太郎委員

2人ともおっしゃっていることは、基本的にちっとも理念的におかしくないと思って、一つは、この条例をつくるについては市民協働の促進が1点、もう一点は、それぞれの市民一人一人が自治にかかわっていくという意識づけという意味でいうと、この活動という

のは評価もいいんだろうけど、ただ、その評価をどう我々が目に見るかというあたりの仕組みというのにも必要なのかなという意見なのかなという気がするので、もう一点は、さっき芳野さんの言われるように、市民一人一人が自治意識を高めるという、そのあたりの意識づけというの、何かどこかで制御していくというところで整理、落ち着けば、これに関しては別段問題は何かないのかなという気がするんやけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この阿瀬知川の活動については非常にいい活動ではないかということでは一致しているんだろうと思います。恐らくこの評価というか、チェックというか、その方法、あるいは意識の活性化というか、高揚というか、その辺のところの仕掛けみたいな、そういうのをこの条例の中にどう入れるかというようなことになるのかなということだと思います。

実際にこういう活動をしてもらおうと思うと、財政的な、要は支出が、お金が出ていかないと活動できませんので、どういう形で行政のほうから支出をしていくか。毎年毎年予算化して、その中でやっていくわけですけど、市民協働のための基金みたいな一つの固まりみたいなものを想定するのか、あるいは、これは業務委託ですから、どこかの部署が業務委託の予算を立ててやるんだと思うんですけど、そうすると、そういう予算化していく中でお金とかいろんなものが決まってくる。そういうお金の出し方みたいな、片や基金としてばくっとした形でお金をプールして、そこから何らかの審査というか、そういうものを経て、そこから支出されていくのか、大きくは何か予算化されるのと、いわゆる基金化したような形で考えるかというような、お金の出し方についての話のほうに移らせていただいていいでしょうかね。

○ 川村高司委員

ちょっとその前にもう一点確認ですけど、報告の中で、ここの団体が100万ちょっとのお金をどう使ったのかが1枚でわかるような資料、報告書というのとはとりつけてないんですかね。例えば、何に使ったかわからないですけど、これだけで全部やったのか、それとも自分たちが募金でどこかからまたお金を集めてきて、全体の運営資金はこれで、年間行事、これにこれだけ使ってというような、もうちょっと収支明細がわからんと、何に幾ら使ったのかさっぱりわからなくて、例えばEMというのは、これは購入してくるんですよ

ね。それを幾らで実際買っているとか、そういうところまでの報告書というのは、先ほどの話じゃないですけど、委託なので、目的さえ達成していれば内容問わずというので処理しているということなんですかね。

○ 杉浦 貴委員長

山下課長、わかりますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には、委託の場合は、その委託料を何でどうやって使ったという明細というのは出させていないのが本来で、完了で、要するに物ができておればそれでオーケーというのが基本ですので、個々に何に幾ら使った、人件費がどれだけかかって、どこをどうこうというような明細は基本的には出させていないのが今の私どもの委託料の考え方でございます。

○ 川村高司委員

せっかくこれは、九の城町松の川タンクとかって、うちの住んでいる目の前で、松の川のごみ上げとか何回って書いてあるんですけど、私らも自発的にやっていますが、それもカウントされているのかされていないのか、私自身が、あるいはこの活動の一環やったのか、じゃ、あれはこの対象外なのかさえもわからずに、別にこの活動のもとでやったからお茶くれというつもりはないし、せっかく具体的なこういう事例で挙げていただいたので、本来、これの詳細について議論する場ではないのは重々承知の上なんですけれども、こういう形でどんどん委託という形でお金が出ていってしまうことをさらに危惧してしまうとか、改めて意見で終わりますけれども。

○ 伊藤嗣也副委員長

今、例として用意してもらったこの阿瀬知川の件ですけれども、そうしますと、要は、報告書といいますか、根拠とか、要は細かい、検収といいますか、その辺が非常にはっきりしていないというふうにとられている部分があると思うんですけれども、これが四日市の標準的なスタイルの報告書になるわけですか。済みません、ちょっと初めて見たものですから。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

報告書のスタイルについては、事前に仕様書の中で、こういったスタイルの報告書を出してくださいということをお知らせしておいて、それに基づいて出していただければ、それはそれで完了という形でとっていますので、これは、それぞれの仕様をする段階で行政側が求めるのは、各課によって非常に変わってくると。統一的にどうこうというのはなくて、こういうものがあれば、その目的は達成されただろうという形で認めるという形での仕様書になっています。その中に、人件費で幾ら使って何を幾ら使った、そういう補助金みたいな明細を求めるというのは基本的に余りないというのが現状です。

○ 杉浦 貴委員長

一つだけ、阿瀬知川のこれというのは、間違いなくそういうものは出ていないんですね。いや、どこか担当のほうには出ていて、このまとめには出ていないけどということではないんですね。要は、業務委託そのものになるのかどうかようわからんですけど、ほかの業務委託なんかも内容は問わずに、そういう報告みたいなものは一切ないというか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その仕様書の中にどんなものが入っているかというのは、ちょっと私ども、全部の仕様書を見て話をしていませんので、もしかすると、その金額というのが入っておるような仕様書があるのかもわかりませんが、そういった人件費的などころというのをに入れて、何に幾ら使った、何に幾ら使ったというような形の報告書というのは基本的に余りないのではないかな。それよりも、実際にこの仕様書に書いてある実績報告書とか、こういったデータの表とか、あとは写真とか、いろいろそういったもので、あと検査に行つてやるというのが大体基本ですので、例えば床掃除するのに、掃除した油なり洗剤を幾らでどれだけ使ったとか、そこまでのことは基本的にはうたっていないような、そのような報告書までは求めていないのが本来やと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっとEMを使って四日市に拠点がある団体がありますよね、別の団体で。その団体は全国的な活動をされていますよね。活動をされている団体があるわけです。この団体、

阿瀬知川さんのやつは四日市市内の活動だけですね。EM菌を使って川とか海を浄化すると。今回新しくつくろうとするものは、全国のところへ行って活動されているというのも当然対象になってきますよね。その理解でいいですかね。たまたまこれは同じものを使って四日市で活動されていますけど、全国へネットワークじゃないですけども、活動されている団体があるとちょっと聞いておるんですけども。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その議論は先ほどしていただいた議論と一緒に、全市的なやつとか全国的なやつがどこで活動をするのか、逆に、市の活動をしてもらったやつがあちらへ行ったときに、向こうで活動したやつを見るのかとか、その辺のものについては、個々のこれからどういったものをつくっていくかによって大分、今の段階で入る入らんというのはちょっと申し上げにくいかなと私は思っています。

○ 伊藤嗣也副委員長

私もそう思うんですけど、例えば遠いところでやられたと。それがどうかというのは、検証でなかなかチェックに行けないですよ、現実。そういうのをまた工夫を凝らして写真とか、いろいろそんなんでもたやっっていくというような形でとりあえずは理解しておいてよろしいですか。先の話かもしれんですね。

○ 杉浦 貴委員長

いかがでしょうかね。答えられる……。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今後、その辺も含めて検討の課題ではあるということで、その結論はちょっと出ないということでもあります。

○ 川村高司委員

ちょっと確認ですけど、例えば阿瀬知川、せっかく出していただいたので、またあれなんですけど、これの評価というか、市としての評価をするのはあくまでも上下水道局であって、市民文化部ではないというスタンスでいいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今の段階でございますが、委託先のところの上下水道局が評価をするという判断はしております。

○ 川村高司委員

じゃ、今、この阿瀬知川を美しくする会が抱えている問題とかそういうのは、市民文化部さんとしては今の時点ではつかまれていないといえ、もうそんなことは知りませんという解釈でいいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民活動団体の窓口でもございますので、まるっきり知らんかと言われて、全然関係ないとは申し上げられませんが、今のこのことについてうちが検証しておくということになると、今の段階では上下水道が検証しているという形で、その団体のことについてはいろいろ相談がございますので、相談があれば、そういうのは乗っていく話なのかなというふうに思っております。

以上です。

○ 川村高司委員

じゃ、わかっているということですね。

○ 笹岡秀太郎委員

大事な部分やもんで、さっきも言ったけど、水質とかそういうのは当然ながら担当部局だと思うけど、先ほど芳野さんともちょっと議論になったように、市民一人一人が自治意識の高揚を図るための事業というのにも包含しているならば、ここに何らかのコメントが出てこんとあかと違うかなという気がするのやけど、その辺はどう。

○ 杉浦 貴委員長

いかがでしょうか。

○ 前田市民文化部長

市民一人一人がやはり自治を高めていくという形で、そういう流れの協働というのを我々が支えていくというのが必要だと思うし、そういう部分についての考え方というのは、もっと基本の部分として大切にしていこうというところは必要やと思います。団体で活動されるというのは、やっぱりそういう思いの一つのよい固まりをつくっていった力強くしていくという意味もあると思いますので、そこにどうサポートしていくかというところがありますので、その辺のことについては、今の阿瀬知川のこういう会が我々市民文化部ももっと強い関心を持って、例えば上下水道局がそういう委託をしておいてもウオッチして、場合によっては、上下水道局にもいろいろ我々の情報を交換してやっていくような流れには持っていかなきゃあかんのかなと、今ちょっとそういう反省もいたしましたので、いろいろ議論をしていただいていると思っています。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう気持ちを持っていただいて、しっかりと進めていただきたい。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。ここで少し休憩をとりたいと思います。50分で。

14 : 35 休憩

14 : 50 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、50分になりましたので、続けて委員会を開催させていただきます。

きょうは一応3時半をめぐりということをお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それで、今からは、先ほどもちょっと出ていました財政的支援のところ、その概略というか、大枠といいますか、そこら辺をちょっと議論したいなと思っています。

15条をちょっと見ていただきますと、4月10日付のとか、いろいろあるかと思いますが、財政的支援ということで、15条で、市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し、

基金制度等を整備し財政的支援をするように努めなければならない、こういうことで、財政的支援をするということはもう皆さんで確認というか、されているわけですがけれども、どういう制度でもって支援をしていくかというところになるわけなんですけれども、主には、市のほうから、まず支援の内容というか、その仕事の内容と申しますか、それでいきますと、多分三つの形に分かれるのではないかというふうに思っています、一つは、今、市のほうで切り分けしていくという委託業務、これが大半の大部分のものだと思いますけど、そういう委託業務の形、それから一つは、市民の方にテーマに沿っていろんな提案をしていただいて、その提案に基づいて支援をしていく形、もう一つは、少ないかわかりませんが、今の補助金やらなんやら、そんな形で、従来の形で残るようなものもあるのではないかと、その三つの形があるんじゃないかと。

業務委託する分については、業務委託の中身をつくる担当部署というのが当然ありますよね。そうすると、何々部が何本そういう案件をつくって予算的には幾らになるというような流れになるかと思うんですけど、ここにありますように、基金制度等という、別に基金にとらわれなくてもいいんでしょうけれども、そういう予算化していく中で自然に一般予算の中へ結構確定していく形で担当部署がいろんなものも全部やっていくようなスタイルが大半になるようなイメージもあるわけなんですけど、それを基金みたいなものへ振りかえておいて、それで確定するごとに基金から資金を抜いていくという、ちょっと手間かかって面倒くさいんですけども、そこへ例えば寄附のあれだとか、1%条例とか、そういうものも基金のところで受けるというような形で、少し幅のあるような形の基金にしてやるというような考え方も、担当部署からいうと非常に面倒くさいかわからんですけど、そういう考え方もあるのかなと。

その辺をちょっと、どういう形で、組み合わせの部分は当然出てくるかと思いますが、主なところ、大半を占める、恐らく業務委託の部分、いっぱい切り出してくる。各担当部署が切り出してくるわけですよ。さっきのあれなんかですと、上下水道局がそういうものを切り出してくるわけですよ、自分のところで。それで予算化をして、上下水道部の予算で上がってくると。内容はともかくとして。それを予算として上下水道の一般予算の審査のところで見るのか、それを各部署からみんな集めてきて、その基金として上下水道が幾ら、市民活動が幾ら、どこが幾らというような形に、ひもつきみたいな形になりますけど、そういうところへ集めて、そこへ寄附やらその他もろもろなんかも入れられるようなものを、私がちょっと考えているのはそれぐらいしか考えられないんですけど、ほかに

ももっとアイデアとしてはいろいろあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺をちょっと本当にざっくりばらんに議論をしていただきたいなど。基金制度等ということで、当初のときは、割とラフに考えていたのでこういうことになっているかと思うんですけど、15条のところ、そこら辺のところを……。

○ 川村高司委員

冒頭、委員長がおっしゃった、財政的支援はするものというのはいもう総意だというようなお話があったんですけども、私、個人的には、今も現在進行形で、現状の財政支援をしている団体をいろいろ調査している途中なんです。その途中、先ほどの話もいろいろありましたけれども、今のまま現状でもいろいろ疑義がある中で、当初、容認というスタンスから、どちらかという、それありきではないというスタンスにどんどん変わっているという、とりあえず今の意思表示だけで、意見表明です。

○ 杉浦 貴委員長

わかりました。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長に尋ねてもよろしいか。今三つに仕分けられた、業務委託、それから何やったっけ。提案に対する……。

○ 杉浦 貴委員長

提案型と、それから、いわゆる従来の補助金みたいなもの。

○ 笹岡秀太郎委員

最初と3番が同じかなと思うんですけど、そうじゃなくて、新しくこれから行政がやろうとしている協働委託というのをイメージしておっしゃったのか、どういう……。

○ 杉浦 貴委員長

僕が言いましたのは、いわゆる市民のほうから提案できる、そういう形の市民協働で、それについては市のほうからテーマを決めて、こういうことをやろうと思っていますが、

いい案はございませんかということで、市民がいわゆる届け出をしている団体で市民活動をするところが提案をして、明細もきちんとして、それでオーケーになったら、そこで形としては業務委託に変わっていくのかわかりませんが、そういう形です。

○ 豊田政典委員

現状を確認したいので、幾つか質問になるか、資料請求になるかわかりませんが、今、委員長のおっしゃった3分類のところに関連して、三つ目の従来の補助金というところで、まず、従来の補助金って、いろいろ団体補助がありますけど、これって市民や団体提案がもともとなのか、それとも市が、どういう経緯でこうなっているのかわかりますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市が施策的にこういったことを全市的に広めたいということで、少しでも補助金を出せばやっていただけるだろうという補助金もあろうでしょうし、こういった補助金を欲しいということでつくった補助金もあろうというような形で、たくさんいろいろなパターンがあると思うんですね。特に総合補助金、各地域に総合補助金って今出していますけど、あれなんかは、健康づくりとか、青少年とか、縦にあった補助金をまとめて地域に出したと。今までは縦で、それぞれのところで団体さんをつくってもらって、その団体さんにそれぞれ出していましたから、縦で事業をしておったやつが、地域一本やのに、なかなか縦でいろんな事業をせなあかんで大変やということで、総合補助金にまとめて行って、地域でひとつ考えてもらってやってくださいというような補助金もありますし、あるいは集会所補助金みたいに、集会所の一部修繕をやってくださいと。集会所補助金については、当然、地域が集会所を持っておったところに修繕とかするために何か市として補助して欲しいというような感じだったと思うんですけどね。

そういうことがあって、一概に補助金もいろんなメニューで、ただ、結構地域の要望でやっているやつもかなりあるのではないかなというふうには私は認識はしていますが、最初から市のほうがこうやってつくってやっていってくださいというより、ある程度何かの要望があって、それに基づいてつくっていったという補助金のほうが多いんじゃないかなというふうには思っていますけど。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今の答弁から考えると、2分類じゃないかと思って聞いたんですよ。つまり、行政から少しお金を補助するからやってほしいというパターンは1番と同じかなと思うんですよ。違うけど、流れ的にはね。委託と補助の違い。逆のパターンも、提案があって金をくれやんか、補助してくれませんかというやつは2番のくくりですよ。その二つかなと思っていて、従来から言っているように、事業委託型か市民団体提案型かね。

そこでもうちょっと聞きたいんですけど、これは何で聞いているかという、基金の必要性について、僕、考えているんですけど、つまるところ、財源確保する必要があるのかどうかということを考えていて聞いているんですけど、提案型の補助金という、もしくは委託事業というので、前回か前々回か、パイロット事業として300万円の予算をつけたという話がありましたよね。ところが、阿瀬知川の例をたまたま出てきたのを見ると、23年度予算じゃないですか。これって何なのかなと思って、提案型だとすれば、パイロットと今回言っていないながら、前からあるじゃないか、もっとあると違うかという気がしてきたわけです。まず、その提案型のやつって、今も実は既に予算の中に幾つもあるんじゃないですかということを聞きたいんですけど、わかりますか、市民文化で。

○ 杉浦 貴委員長

山下課長、どうですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは、今すぐにちょっとどの委託がどの部分だという話ではわかりませんので、前に一度お出しをしたやつの表の中で、それが提案型なのか、行政がやってくださいというやつかというのは、一回確認をさせていただいて、それは資料としてお出しします。

○ 杉浦 貴委員長

金額の、3、4ページで出させていただいたあの細かい……。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この間、委員会のほうの資料で出させていただいて、補助金と委託と両方とも一覧表にさせてもらったやつの中で、それが市が委託で出したのか、ある意味、若干提案でこうい

うのをやりたいということを出したのかというのは、一応原課で確認をさせていただきたいと思います。

○ 豊田政典委員

じゃ、その資料のときに入っているのかな。市がやっていた事業を外部委託して委託事業に変わったやつもあるんですよね。そういうのを請求しようと思っていましたが、一緒に現状把握ということを出してもらいたいなということ。

それから、だから、現時点で委託事業にしる補助事業にしる、特別な財源というのはオール四日市という中に入らないわけですね。各課が、各部が持っていて、そこでやりくりしてやっているかと思うんです。それを、今の基金の話というのは、改めて財源確保しようよと、そのためのね。それは基金かもしれないし、ふるさと納税かもしれないしという話だと思うんですけど、そういった意味での現状をちょっと改めて見させてもらってということで請求して、終わります。とりあえずそれだけ。

○ 杉浦 貴委員長

これは次回までにはオーケーですか。ちょっと次回はまだあれなんやけど、決められへんのですけど。例の一遍出していただいた資料がありますよね。あれで……。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

分かれてつくっていただけると。よろしくお願いします。

○ 中森慎二委員

財政的支援の今の議論の中で、条文には基金制度等を整備し財政的支援をするよう努めなければならないという条文なんですけど、この部分でもうそれでいいんじゃないかなと。そんな細かなことまで、1から10まで我々が指図するまでもなく、行政として考えてもらえばいいわけで、市民活動団体に支援する一つのスキームを考えなさいよということはこの条文で言っているのだから、基金なのか、あるいは委託なのかとか、委託にしても、市内には民間企業もあるわけで、そういうバランスのこともあるだろうし、市民活動団体が

100%それを担うわけでもないわけなので、行政の中の判断として、それを推進するためにどういう整理をしてもらうのかというのは考えてもらって、それをまた提示していただければいいんじゃないのかなと。だから、この条例をできるだけ早く進めていくということのほうが我々の責務じゃないのかなと私は思うんですけどね。無責任じゃないかというその考え方、おっしゃる部分もあるのかもわからないけど、それでいいんじゃないのかなと私は思うんだけど、そんなに難しく考える必要はないんじゃないかなというふうに。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

私は難しく考えてしまうもので、十分にその裏づけができるかどうかという、基金の積み立てがね。前回も、この状況の中で、例えば民間の資金が本当に集まるのかどうか、税投入で基金をしていくところを市民に理解していただけるかどうかという、その裏づけというのはきちんと議論しておいたほうがいいのかないかという思いがするので、やっぱりもう少し議論を重ねてもらったほうがいいのかないかという意見だけ言っておきます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 中森慎二委員

行政としての常識的な範疇の中で、ない袖を振れない現実って実はあると思うんですね。もちろん税金の使い道というのは、行政にも我々議会にもあると思うんですが、今の例えば阿瀬知川の話も議論が出ていましたが、それは一つの阿瀬知川を美しくするという市民活動団体との業務委託という形を通じて、EM菌団子の材料費を業務委託という形にかけて協力しているという一つの姿が現実としてやられてきているわけですね。それが業務委託という形で契約されているという。今回、新たに条例化をすることによって、市民活動というものに対して、議会からもこの条例を通じて原資となる基金制度などと言っておるわけで、基金をつくれとは必ず言っているわけでもないし、財政的支援をするよう努めなきゃならないという部分の中で、促進をするというための呼び水的なものであって、

これは理解はできると思うので、入り口の段階としては、100%のものは、きっちりとそこまでのものは答え切れない部分も行政にもあるんだろうと思うので、我々の領域としては、ここの15条の部分をお願いするということでもいいのではないのかなと私は思うんですよ。

行政も、市民に説明できないような財政的支援をするはずがないので、現実的にはですよ。だから、基本的な部分の確認は必要かもわからないけれども、1から10までの部分までの議論をここでやるということの必要性は私ちょっと感じないですね。この委員会はまだ既に2年間経過しているわけで、いろんなどころの各議論をしていただいたことを私も評価したいと思うんですけども、やっぱりこの条例を早く起動させるということが我々にとっての一つの責務ではないかなと思うと、角っこの小さいところにこだわり過ぎていて物事が進まない弊害よりも、大局的に皆さんが理解できる部分があれば、それで進めていくということの流れをつくるべきじゃないかなというふうに思うんです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

まさしく中森さんの言われるとおりになんやけど、基金を活用して時代が流れた当時の、前回も言ったように、運用益を本当に望めるかどうかというあたりも、やっぱりこれは議論しておいたほうがいいのかなと。やっぱり時代背景が随分変わってきたなというあたりのことも踏まえた議論というのは大事かなという気がするので、もう一度確認するけど、運用益って今望めるかな、基金の。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には、ただいま公定歩合が低い状況ですから、なかなか昔ほど基金のような運用益がというのは多分望めない時代、時代が変われば、またこれはわかりませんがということだというふうには認識しております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

分科会のおきから2年間かかわってきているんですけど、最後の局面に来ていると思っているんです、条例づくりについてね。わかりやすくいえば、ちゃんとみんなが合意して腹におさまっていない部分があって、それはこういうことじゃないかなと思って資料請求もしているんですけど、市民協働というのが徐々に進んできてはいるけれども、制度的にきちんとしたものがないと。先ほどの補助金、従来から補助金というの延々とあって、いろんなパターンがあって、それが玉石混交じゃないですけども、整理がされていないまま現在に至っている。このタイミングでさらに市民協働の意識を高めながら制度を一旦整理しようよと。ついては、その骨子の条例をつくろうというところだと思うんですよ。

何が腹におさまっていないかという、団体がどんなことをすればどんな支援が受けられるのかというのがはっきりしていないと僕は思っているんです、この委員会の中で。ここが、もう最後の最後まで来ているなという思いなんですけれども、これを統一しないと、とてもじゃないけど条例化できないので、今議論していて、これは提案しようと思っていたので提案しますが、今まで合意できていない部分も含めてなんですけど、一つか二つのパターンがあるとするじゃないですか、委員長が言われた。団体が1のパターンでいくと、こういう手続を経て、こうなってこうなって、こんな支援が考えられるというやつをつくってほしいんです。2のパターンをつくってほしい。簡単なものでいいですけど。そこで見えてくる、ここの部分をもうちょっとはっきりしないと、曖昧なまま放り投げて無責任じゃないというところが一つ二つ僕は自分自身の中にあって、そこを議論して合意できていけば、私はもう終息、そこに見えているんですけど、その二つの部分、三つの部分の論点が、何度も議論してきたけど、合意までいってないかなというところに、この残りの三つぐらいやりたいなという意味で、一回わかりやすいやつをつくってもらえないかなという請求をしたいんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかに、先ほどの中森委員のご意見と笹岡委員のご意見というか、いかがですかね。

○ 芳野正英委員

終息に向けての部分で、ずっとこの財政的支援も前から議論しているので、まず豊田委員にお聞きしたいのは、確かにその部分で、僕もこの議論の中で豊田委員との議論のおかげで、補助金とか委託のあり方というのは随分考えさせていただいたんですけども、逆に言うと、豊田委員が望むというか、こういうあり方という部分の提示もできたらお願いをしたいなど。実を言うと、これは僕もまだぼんやりしておるものですから、先輩議員に頼る形じゃないですけども、こういう補助金で本来、補助金じゃないですよ、豊田委員の言われるのは、委託契約型と市民からの提案型なので、そういう形にして、補助金というのをもうなくすということを理想形としてみえるのか、その辺のちょっと整理をお聞きしたいなというのと、それから、川村委員には、先ほどの意思表示の中で、要は、今確かに現状の、さっきの委託の阿瀬知川もそうですし、補助でも今いろいろ予算委で議論しているみたいに、あり方自体が制御せなあかん部分というのはたくさんあると思うんですけど、その整理が済めば、こういう15条みたいな財政的支援の条文を入れてもいいのか、それとも、こういう15条的な財政的支援という、そもそもはもう条例に盛り込まなくていいとお考えなのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○ 川村高司委員

発言の機会を与えていただきありがとうございます。

そもそも論をどうしても展開してしまうのであれなんですけれども、この条例を見ると、この15条のところが肝になっている感がどうしても否めないというふうに思っています。私は、市民活動と称して、これは先回も発言をさせていただいていますけど、自治会活動であり、社協であり、PTAであり、育成会でありとか、いろんな市民活動というのは、別にNPOとか自治会だけに及ばずのところ、保護者の方とか、いろんな方々がやってみえる。その市民活動で一番困っているのは、やっぱりお金じゃなしに人なんですよね。全員参加のとか、保護者全員のとか、一部の人間に偏ってしまっているのが市民活動ではないかというふうな問題意識が強いんです。だから、今、地区補導とか社協とか、お金が年間十五、六万来るんです。どうやって使おうというような話になっていて、それよりも補導する人がいないで困っている。

だから、本当の市民活動という意味で、私は、いかに底辺、間口というのが誰にでも理解していただいて、やっている人だけに預けるのが目的でもないし、お金を上げればそれ

で済む問題でもなくて、補導の目的も、当該保護者が補導するから顔が見られるから意味があるわけで、全くわかっていない警備会社の間人がじゃ補導すればいいかという問題でもない。案外、地域のきずなづくりの一端となるような、その一端となるような条例づくりのほうが、より今の時代にそぐっているのではないかというふうにどんどん傾斜してしまっているのです、お金というのは、もし本当にやらなければならないことであれば市が直営でやるべきじゃないかというぐらいまで、ちょっとこれは飛躍論ですけど、とさえ思っています。

○ 芳野正英委員

その前半部分、前回もお話ししたように、僕もその思いはあるんです。無関心な人になるべくなくすというのがこの条例の方向性だと思うので。それにおいての上で、川村委員はこの15条に対してどう向き合っているのか。これは条文としてもう要らないというのか、それとも、もちろん人の支援も必要やし、財政的な部分もあってもいいし、ただし、その使い方はこれから議論してやっぱり整理をしていかないかと考えるのか、そもそも財政的支援というのは要らずに、財政的支援が必要な活動なら市が直営でやればいいのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

○ 川村高司委員

今現状でもこういう補助金、委託料で出ている団体のまずは精査、要は現状把握をしてから新しい制度づくりをしていかないと、ある意味、税金の蛇口を新たに設けるという話に簡単に言ってしまうとなるときに、じゃ、現状は大丈夫なのかという精査があつて、じゃ、対象となっている団体のマネジメント、管理が市のほうはどこまでできているのかという、その機能が役所に既にあるのかないのかとか、じゃ、ないのであればどうすべきかとかという基本的なところを押さえてからやっていかないと、一旦つくってしまったら、それこそ後戻りはできないので、だから、支援するなというつもりはないんですけど、今の段階では時期尚早で、もうちょっと丁寧な議論、条例というか、まずは人からかなというのは今は一番強いですね。市民活動をしている一員としての意見です。

○ 芳野正英委員

じゃ、15条のような財政的支援も、一部というか、段階的においては必要だというご意

見かなと思って、それを踏まえて言うと、先ほど後戻りできないというお話をされていたんですけど、15条のこの条文があるから、今の市と市民団体との補助金のあり方が全部オールクリアで保護されているかということ、そうではないと思うんです。この条文は条文として置きながら、その中身の部分はこれからの議会のチェックでやっぱり議論をしていくべきなのかなと思うんですけど、この財政的支援という部分では、市民協働には市が財政的支援をするのが必要だという認識に立てば、ここはこのまま進ませていただいて、その議論のところもまた別のこれからのチェックでも、十分僕らもこの2年間の議論の中で関心というか、持たせていただいたので、議論はやっぱり当然進めるべきだと思いますけど、僕も、この15条をつくるからといって、今までの市と市民団体のあり方が、全部何も問題ないんだというつもりはないと思うんですけど、それはしっかり見ていくけど、この条文をつくるのとはまた別なのかなというふうに、段階が別なのかなという気がするんですけどね。

○ 川村高司委員

特にNPOに限らずなんですけど、地縁団体を含めて、今現在、いろんな形で出ている支出に対してきちっと精査する必要はあって、優先順位的にはそっちのほうが先なのかなというふうな、だから、これを早く慌てて条例化して、例えば制度だけつくってしまって、どんどん出たら後から精査って、今でもできていない状況の中で、さらに、じゃ、チェックできるのかということ、チェックできないです。

○ 樋口博己委員

私の考え方は、新たに蛇口をつくるというためのこの15条の設定ではないと思っているんです。というのは、今、阿瀬知川のは上下水道が原課だという話なんだけれども、この市民協働という観点での窓口は市民文化になるかと思うんです。それは現状、それぞれの原課がいろんな委託なり補助金を持っている中で、この市民協働の条例をつくることによって、一つの物差しというか、一つの統一の考え方ができると思うんですよね。それによって、今、現実に支出されているお金が、この統一の物差しに照らしてみているのかどうかを改めてルールというか、考え方が基本的にはできることによって精査されるんだと思うので、今まであったのはあったもの、新たにこういうのをつくるよと、プラスオンだよという話でもないのかなという意味では、この条例制定によってきちんとした物差し

ができて、改めて今までの支出をチェックできるんじゃないかなというふうに理解しています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

そうしたら、豊田さん、質問に対してどうですか。

○ 豊田政典委員

樋口委員の言われたやつは、僕もそのとおりやと思っています。

芳野さんの質問、難しくてよくわからない部分もありますが、一応答えますけど、個人的な考えの部分でね。

補助金に対してどうなのかということであれば、ベストは、新しい公共という考え方には賛成ですから、行政がやっていたことを市民が手分けして無償でやるのがベストだと思っているんです、できること。もう少し言い方を変えれば、補助金をもらわずにできないならやめちまえというのが僕の基本的な考え方で、それは根本にあって、そうしたら15条はどうなんだということになると、ただし、やっぱり市民活動を立ち上げようとする、いろいろ金も必要だろうし、きちんと終期を決めて、例えば3年間はスタートの時点で一定の補助をしてもいいのかなという思いで僕は考えています。

だから、今、従来の補助金の見直しの中の終期設定というのもありますけれども、議会で今度外部委託するやつね、第三者機関とかいうやつ。終期をちゃんと定めて、立ち上げに対しての補助金というのは認めるべきかと思うけれども、基本的な考えというのは無償であり、あるいは、その活動というのが公共性ありと認められれば委託事業にしていくと、市の事業にして、委託先を探すというのが一番いいと思っているんですよ。

ただし、その物差しというか、市の事業と認めるかどうかというのがすごく難しいというか、厳しいハードルだと思うし、段階としては、補助を出す、税金を1円でも出すというところで大きなハードルを設けるべきだと思うし、さらに、市事業として認めるには、さらに高いハードルをもって見なければいけない。それをクリアして、初めて市事業として委託していくんだと。そうじゃなければ自分でやってくださいというのが、草刈りでも何でもね。実際やっているところもあるんですから、それぐらいの基準は必要だと思っています。

15条、全くノーというわけでもないし、立ち上がり期の支援は必要やと思うし、あるいは、拠点というのは、その前に14条にあるような情報交換のお手伝いをするとか、ネットワークづくりをするとか、財政的支援も直すべきだと思いながら、広い意味での支援というのは必要だと思うんです。情報提供であったり、何か別の支援かもしれないけど。支援全体を否定するものではないけれども、半永久的に補助金を出すというのは論外かなという思いです。答えになりましたか。

○ 芳野正英委員

やっぱりうなずけるところもたくさんあって、確かにおっしゃるように、僕も無償でやっぱりやるべきで、補助金をもらえないならやめちまえというのは、言いたい気持ちもあるんです、確かに。それはそうやって言い切ってしまうと楽やなと思うところがありますけど、やっぱり我々地方議員として生きて市民の声を聞いている中でいろんな声も聞くし、あともう一つ言えるのは、さっきの委託の話もあったんですけど、そもそも自治体も公共的な仕事をしていますし、市民もそれを委託とするとなると、なかなか数字だけであらわせないような結果の報告というのものもあるのかなと思うと、全部をつまびらかにして、全てオープンで要るか要らんかでふるいをかけていくということが出来るのかなという僕はまだ迷いがあるんですね。

そういう部分でいうと、確かにドラスチックにばんと切ってしまうというのも一つなんですけど、それができない部分があるので、今の分は財政的支援という形での提示をしながら、その中身を詰めていく作業というのは、これはもう後からというか、常に続けていくべきなんだろうなと思うので、財政的支援と並行で、今ある財政的な支援が正しいのかどうかは、常にこれは議論というのはもうセットなのかなと思っているので、私は、今の15条のこの条文という形でやりつつ、どこかでそういう逐条解説じゃないですけど、そういうところで、適正な支出であり、新しい公共の関係性というのは常に議論し続けていく必要があるのかなと思うんです。これまた時代によって変わっていく――時代のせいにしちゃあれなんですけど、そのときそのときの考え方によって変化もしていくのかなと思っているので、こういう形での条文におさめる中で、中身のチェックというのは同時並行でやっていくということをごどこかにうたえば、それで進めていくのがどうかなというふうに思うんですけど。説得をしています。

○ 豊田政典委員

条文はそんなに、そんなにというか、いじる必要性は余り感じてなくて、基金についてはちょっと議論したいところがあるんですけど、基本はこれでいいと思っているんですけども、それよりもむしろ中身の話で、それは何かというと、川村高司委員が言われるような現状に問題ありという話をされますよね。中森委員は、行政はそんな無茶なことはせんだろうと言われるけれども、今の既存の補助金の実態というのは大いに問題ありと思っていますから、これは外部委託するんですけども、新たにじゃないか、これを整理する段階で、行政に任せておけばいいとは僕は思っていないくて、こと補助金であったり委託事業についてはね。ここを議員提案でやるとすれば、きちんと制度をつくっておきたいなという思いもあるし、曖昧なままでは、とても一緒に提案はしにくいなというところがあるんですよ。

それはわかってはもらえと思うんですけど、ちょっと自分の中でわからなくなってきたので聞きたいんですけど、変なことを聞きますけど、今度、今の従来の補助金を見直す基準づくりを外部に出しますやんか。それと今やっているやつと、中身をもうちょっと議論するとして、どう考えればいいのかわからない、タイミングも含めてわからなくなってきたんですけど、皆さん、どう思いますか。補助金についてね。あれは、新ルールができたとしますやん、1年ぐらいかけてね。そうすると、当然、そのルールに乗っかってなけりゃいけないんですよ、新たに参入する場合も。それって、この条例がもっと早いタイミングで決定されたら。されると思うんですけど、したいなと思うんですけど、あれができてへんのに補助金をやっちゃうと、出しちゃうと、矛盾が起きたりせえへんのかと思ったりするんですけど。

○ 芳野正英委員

先ほど言ったように、この15条の条文があって、それが掲載されたこの条例ができたとして、今まであった補助のあり方の疑問点なんかクリアになるわけじゃないと思うんですよ。これはこれで市の姿勢として、市民活動に対しては財政的支援をしていきましょうということを明示しただけなんだと思う。そこから、その中の財政的支援のあり方が公平かとか正しいかというチェックは、また別のところで同時並行でやっていくべきだと思うので、僕は、この15条を出すことによって、今までの議論がチャラになるというわけでもないですし、これからの議論もやっぱり続けていくべきで、そこは何ら変わりはないと思

っているんですよ。僕は、市の姿勢として、財政的支援を市民協働促進のためにはしまし
ようよということを市に課したというか、市の姿勢を明言したというだけなんじゃないの
かなと思っているんですね。今までの関係性をチャラにしない、ちゃんとこれからもチェ
ックをしていきたいと思いますという姿勢は、この15条のままでも読み込めるんじゃないかなと
思うんですけどね。

○ 豊田政典委員

理念条例にするわけじゃないので、制度ができていくわけですよ、これに基づいて。
例えば、まだよくわかりませんが、審査部門ができるじゃないですか、この条例に基づい
た。その人たちの審査基準と、さっきから言っている第三者機関だから外部に出して出て
きた基準と違っていたらまずいわけで、樋口委員と僕とは、同じ物差しになるはずだ、従
来の補助金と、ということを行っていますけど、芳野委員はまた別個のものだと思ってい
るの。

○ 芳野正英委員

いや、これ自体は理念条例ではないので、15条によって、そのもとに制度はつくってい
かなあかんのだろうなと思っています。その制度の中の一つの基準、補助の場合はですね。
補助の場合は、そうおっしゃるように、補助の基準を今から考えていくので、実際にこの
15条をもとにして新しい補助のあり方を考えるときには、今までの議会で議論する中のや
つも盛り込んでいただかなあかんと思いますし、市民からの提案型という部分も、これか
ら市が、理事者側が多分こういう形でどうでしょうと上げてくると思いますし、市民の委
託というのも上げてくると思います。そのときに議会として議論をすればいいんじゃない
かなという思いがあるわけです。15条をやることでスタートラインに立って、そこから理
事者が提案してくることにに対して議会は考えていけばいいし、補助金に関しては議会から
も提案をしていくということなので、その議論とは何ら時期的な部分で矛盾しないんじ
ゃないかなと思うんですけど。

○ 樋口博己委員

私は、この新しいルールができる、物差しができるという表現は、市民協働という概念
に対して新しい考え方がきちっと明確になるんだという話の中で、市民協働するに当たっ

て、具体的に財政的な出動をどうするのかという話になると、やっぱり外部で委託して考え方をまとめてもらっているの、それに準じてこの支出に関してはされるのかなど。私が言ったのは、市民協働という概念、しっかり全市民にこういうことをこれから市民のお力をいただいて市民協働していくんですよという物差しだという表現です。

○ 笹岡秀太郎委員

私は、市民協働というか、基金にこだわるんですが、例えば市民一人一人が寄附文化って今未熟やないですか。市民協働の文化を熟成させるためにこれはつくっていかないかん、市民一人一人が自治にかかわると意識を高揚させるために、市民の活動に対して私たちが寄附していきたいんだと、そういう文化を育てるのにこれが有効に機能すればいいと私は思うんですよ。

そういう意味でいうと、この15条のところで、市の責務として財政的支援をするように努める、これは私はもう非常にいいことだと思っているんだけど、いま一つ、いわゆる基金に対する市民の、今言った、自治に対して寄附をしていこうと、そういう意識というか文化がまだまだ未熟かな。そのためにこれを育てていって、将来、基金制度をつくるための基礎にしていくという視点が私は大事かなというふうな思いでおるんですよ。そういう意味でいうと、この基金等という決め撃ちというのが本当にこれでいいかどうかというあたりを個人的には思うところです。

○ 川村高司委員

地域でいろいろあるとは思いますが、寄附ということでも、先般ちょっとお話をさせていただいたかと思うんですが、例えば浜田地区でいえば太鼓、あれで年間80万ぐらい集めているんですよ、寄附で。桜まつりでも集めているんです。それ以外にも、PTAでも寄附を募っています。いろんな寄附を、ある意味、市民活動の名のもとでやっているんですよね、周辺企業の方、個人の方も含めて。

さっき物差しというお言葉もありましたけれども、議会の重要な職務の一つにチェック機能というのがある以上、議会発議で条例を定めるときに、チェック機能をきちっと担保したような形でないと、それこそ意味がないというか、なので、あくまでも物差しというのは、それが何cmか、適正かどうかというのをはかるのが物差しであって、じゃ、それを当てはめれば、あとは現場の職員さんは、その物差しにのっとった形でやっていけるぐら

いのチェックを、議会もそれぐらいのパフォーマンスがあって、だからこうしろという、こうしたほうがいいんじゃないかというような提案も、それはお互いの議論の中でいけばいいとは思いますが、丸々議会がチェックの項目に対してさわらないというのはちょっと違うんじゃないかなと。

○ 中森慎二委員

川村さんがおっしゃることも、その面も理解するんですが、議会がつくり上げていく条例というものがどういうものなのかという、行政側の執行権というものと議会側の発議権というもの、あるいは条例制定をしていく、議決ができる力というものを考えていくと、議会基本条例のような、議会みずからを律する、あるいは臨むべき方向を我々が定めていくものについては、よりきめ細かいあれで、ほとんど条文の中にうたい込むことが私はベターだと思うし、ベストだと思うんですね。でも、個々の領域の部分は、やっぱり行政側の執行権の領域の中に、議会としては、こういう市民協働を促進することを動いてくれよということを議員発議で今回担保しようとしているそもそもの原点があったと思うんですよ。だから、全てを条文に折り込んで、1から10まで我々が決め込んでこれでやってくださいというのも、それは理想かもわからないけれど、その部分は行政側の範疇があってもいいのではないのかなというふうな思いが私、基本的にあるんですよ。

そういう意味で、この15条のところについても、基本的には基金とは決めつけてはここでもいないわけですね、基金などということ。また、財政支援についても努めなければならないということを考えてくださいよということをお中であらうたい込んで、その精神のもとに行政という執行権の中で進めてほしいという部分がここで理解していただければ、そこでいいのではないのかなと。

ただ、豊田さんがおっしゃる部分も、じゃ、事業費補助なのか、あるいは運営費補助なのかという議論も過去にちょっとあったようなことを記録で見せてもらっていたんだけど、そのところも含めて、じゃ、財政的支援というのは何かよくわからないというところが、我々が発議する中にあるんだけど、少しそれは逐条解説の中でこういったものの、例えばこういうことなんだよということを入れる必要はあるのかとは思いますが、その分の整理で、私、芳野さんがおっしゃったところの、ともかく我々としてスタートを切ってもらおうという、この条例を進めていく分における領域でいいのではないのかなというふうに、だから、議会基本条例のようなものと少し違うという条例の中身ではな

いかと思うので、行政側の執行権の裁量というものに委ねてもいいのではないのかなというふうな思いをちょっと持っています。

○ 笹岡秀太郎委員

今の議論で確認だけな。そうすると、財政的支援を求めることは、自治法上、長の権限ですることなんやけど、我々がこれをさわっても大丈夫やわな。あかん。何かあらへん。

○ 杉浦 貴委員長

それは答えられますか、今。

○ 中森慎二委員

それは予算の計上権として、議案として理事者側が出されてきたものは理事者の責任であるけれども、それを議会として議決するかどうかというのは我々の判断なので、それは使い分けなあかんとは思いますがね。

○ 笹岡秀太郎委員

問題はないと思うのやけど、二重的な規定になりはしないかと危惧した。

○ 杉浦 貴委員長

申しわけございません。すごくいい意見がたくさん飛び交っておるわけですが、一応きょう3時半までということで予定をしておりましたので、ここらあたりでちょっと引かせていただきたいと思います。

中森委員のご提案もあり、それに対する笹岡委員のご提案もあって、豊田さん、それから川村さん、芳野さんの議論、それから樋口さんも加わっていただきましたけれども、そのあたり、どういうふうにしていくか。これは、活動拠点の整備のところも同じような部分がありまして、拠点をつくってあげてくれということだけじゃいけないんじゃないか、枠組みみたいなものが要るんじゃないかというふうに私は考えていますけど、その拠点をどういうふうな形でつくるかというところまでの議論は必要かなというふうに今私は思っていたんですけど、中森委員のお話をちょっと考えると、拠点をつくる分について行政にお願いしても、そこは裁量のところで十分していただける部分であるのかな、そういう考

え方もあるのかなという感じもしましたので、財政の部分、それから拠点をどうするか、どんな考え方で拠点をつくっていくのかみたいな部分も含めて、次回、次々回ぐらいのところで、拠点もお金の要る話ですので、皆さんでまた議論をしていただきたいなど。

○ 芳野正英委員

さっきの議論の中で、財政、今の補助金や委託のあり方の議論をやっぱり優先的にやるべきじゃないかという話がありましたけど、そうすると、なかなか条例の成立がやっぱりおくれてくるので、逆に言うと、今の段階でどういうふうなここを、例えば15条にしてもそうなんですけど、もしいじるというか、川村委員としても、この15条がどういうふうな文章になっておれば、例えばそういう優先的にまず議論をせなあかん部分を担保するという部分でいうと、こういう表現ならばいいとか、もしそういうのがあれば提案をしていただければなど。そうでないと、なかなか補助金とか委託金のあり方の議論は、最終的に決着がつくというところが大分また先のような気もするし、そうすると、それまで条例の成立がずんずんおかれていくというのもちょっと不格好なのかなと思うので、もちろんさっきも言ったように、今の既存のあり方ですね。補助金や委託金のあり方が全てオールオーケーだというつもりもないし、この15条でクリアされるつもりもなく、その議論はやっぱりしていかないかなだろうなというのは認識としてはあるんですけど、かといって、この条例としても議員提案で出していくとなると、成立させるためにはどういう部分が今ネックになっているのかをちょっと整理していただくとありがたいかなと思うんですけど。

○ 中森慎二委員

条文に対する過不足の話もあると思うんだけど、もう一つ、私が言ったのは、逐条解説の中で財政的支援というのはどういうことなのかということをお我々は考えてきたんだということがうたい込めるのかどうかということでもカバーできる面はあるんじゃないかなと思うので、ちょっと両面で考える必要があるのかなと私は思うんですね。

○ 豊田政典委員

さっきも言いましたけど、委員長に求めましたやんか。そんなもの、関係ないと思うでしょう。思うと思う……。

○ 杉浦 貴委員長

僕は、まだ意見はありますけど、言いません。

○ 豊田政典委員

あえてつくらんでもと思うと思うんですけど、ちょっと流れ、委員長の考えも含めて動いてくれないか。そういうポイントで皆さんで確認、同意したい部分があるのでね。

○ 杉浦 貴委員長

本当にいろんな意見が出てきていますので、形として、我々が考えているものというの
も……。

○ 豊田政典委員

でもいいし、ここの議論でやった、Aの人はこうだ、Bの人はこうだというのも書いて
もよりよいし……。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

それが合意できればいいし、できやんだら、中森委員の言われることも、そうかと思う
部分もあるので、決めつけずに提案でもいいと思うんだけど、ただ、ここの委員会で提案
したとして、まずは36人を説得せなあかんわけですよ。突っ込まれて、それは決めてへん
とか、いや、わからんでは情けないので、確認だけはしておく必要があるのね。一回流
れをつくってください。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

まだまだ議論したいところですけど、きょうは申しわけございませんが、ここで閉じさ
せていただきたいと思います。

次回の日程については設定してございません。次回につきましては、議会在終了ですの
で、7月ぐらいをめどにして、またご報告でご相談させていただきたいと思いますので、

よろしくお願いをいたしたいと思います。

きょうの議論の中身につきましては、できるだけ早目にお手元へペーパーとしてお出しするように、忘れてしまいますので、させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

15 : 46 閉議